

## 秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱

〔平成31年3月28日〕  
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏から本市への移住促進を図るために実施する秋田市東京圏移住支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県の一部の区域のうち、別表に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (4) 世帯 住居と生計を一にしている者の集合をいう。

(補助金の支給)

第3条 市長は、次の各号の全てに該当する者であって、第10条に規定する申請（次条、第5条、第6条および第14条において単に「申請」という。）のあった日から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者のうち、次条に規定する就職又は起業等に関する要件および第5条に規定するその他の要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）からの申請に基づき、補助金を支給するものとする。

- (1) 転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に居住又は東京圏に居住し、東京23区内への通勤（被用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- (2) 転入する前日までに、連続して1年以上、東京23区内に居住又は東

京圏に居住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

- 2 東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就業に限る。）にあつては、当該通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として前項の期間に加算することができる。
- （就職又は起業等に関する要件）

第4条 補助対象者に該当するための就職又は起業等に関する要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先の求人が、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領（令和5年3月16日秋田県移住・定住促進課長決裁）に基づき、秋田県が運営するマッチングサイト（以下単に「マッチングサイト」という。）に掲載している勤務地を本市内とする求人であること。

イ 前号の求人への応募の日が、当該求人がマッチングサイトに掲載された日以降であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が、代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき、マッチングサイトに掲載されている法人に就業し、申請があつた日において、当該法人に在職し、かつ、当該申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材の就職に関する要件 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して転入および本市内で就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請があつた日において、当該就業先に在職し、かつ、当該申請日から

5年以上継続して勤務する意志を有していること。

イ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

ウ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により転入した場合であって、本市を生活の本拠とし、転入元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該転入者に資金提供されていないこと。

ウ 転入の直前に、連続して1年以上、転入元での業務をしていたこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件 次に掲げるアの要件のいずれかを満たす者であって、かつ、イの要件のいずれかを満たす者であること。

ア 本市との関わりに関する要件

(ア) 転入日の属する年度および当該年度前5年度内に6か月以上の期間を空けて2回以上本市にふるさと納税したことがある者（ただし、1年度の間に複数回ふるさと納税した場合は1回とみなすものとする。）

(イ) 転入日の属する年度および当該年度前10年度内に本市内の大学等を卒業した者

(ウ) 転入日の属する年度および当該年度前3年度内に本市の地域づくり活動、地域活性化の活動又は体験事業に自主的に参加したことがある者

(エ) 転入日の属する年度の前々年度又は当該年度の前年度のいずれかの年度を初年度として、当該初年度から3年度連続で市長が定める方法により本市地場産品を購入した者

イ 就業要件（この就業要件については、秋田市子育て世帯移住促進

事業補助金交付要綱（平成29年7月7日市長決裁。以下「子育て補助金要綱」という。）の規定の例による。）

(ア) 市内で新たに常用雇用される者

(イ) 市内で新たに事業を営もうとする者

(5) 起業に関する要件 秋田商工会議所から、起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（その他の要件）

第5条 補助対象者に該当するためのその他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(1) 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

(2) 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別定住者のいずれかの在留資格を有すること。

(3) 第7条に規定する補助候補者の認定申請時に、秋田県において移住希望登録をしていること。

(4) 世帯の構成員に本市市税を滞納している者がいないこと。

(5) 過去において世帯の構成員に本市および他の市町村が行う同様の補助金の交付を受けた者がいないこと。

(6) 補助対象者を含めた世帯員が、東京圏において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。次号において同じ。）。

(7) 補助対象者を含めた世帯員が、いずれも申請の際、転入後1年以内であること。

(8) 第4条第4号に該当する場合、補助対象者を含めた世帯の構成員が、次に掲げる事項全てに該当すること。

ア 国家公務員又は地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員および特別職非常勤職員を含む。）として転入後において勤務しようとする者でない。

イ 国家公務員又は地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員および特別職非常勤職員を含む。）として転入以前から勤務してい

る者でない。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(補助金の額等)

第6条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 単身世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

3 申請の日の属する年度の4月1日において満年齢が18歳未満の者（同居するものに限る。以下同じ。）を養育しているときは、当該18歳未満の者一人につき100万円を前項第2号に掲げる額に加算する。

(補助候補者の認定申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、第8条の審査の結果、第3条に規定する補助対象者の要件を満たしていると認められなかった場合において、子育て補助金要綱又は秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱（平成31年3月29日市長決裁。）に定める補助対象者の要件を満たしているものかどうかを確認（以下単に「確認」という。）できるよう、原則として転入日以前に、秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定申請書（様式第1号）および同意書兼誓約書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、申請者が確認を必要としないときは、転入日後に提出することができる。

(1) 写真付き身分証明書の写し

(2) 世帯員の続柄がわかる戸籍謄本および当該戸籍の附票（当該附票により第3条各号の要件を具備しないときは、除附票その他の必要な書類を含む。）の写し

(3) 転入前の住所地の世帯全員の住民票の写し

(4) 世帯全員（18歳未満の者を除く。）の本市市税に未納がない証明書（本市市税が課税されていない場合にあつては、固定資産税に係る資産なし証明書）の写し

(5) 被用者として東京23区内への通勤をしていた者にあつては、通勤を

- していた期間に雇用保険の被保険者であったことがわかる書類の写し
- (6) 申請者の就業（予定・実績）証明書（様式第3号）
  - (7) 大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関）における在学期間の分かる卒業証明書や成績証明書等の写し（第3条第2項又は第4条第4号に該当する場合に限る。）
  - (8) 在留カード又は特別永住者証明書の写し（外国人の場合に限る。）
  - (9) テレワークに伴う補助金の申請である場合は、所属先企業においてテレワーク勤務が導入されていることがわかる就業規則等の写し
  - (10) 関係人口に伴う補助金の申請である場合は、関係人口である旨の申出書（様式第4号）およびそのことがわかる書類等の写し
  - (11) 起業に伴う補助金の申請である場合は、秋田商工会議所からの起業支援金に係る交付決定通知書の写し
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 世帯を構成する外国の者について、前項第1号に掲げる戸籍謄本の提出ができない場合は、市長は、世帯員の続柄を証する文書およびその訳文等戸籍謄本に代わる書類の提出によってこれに代えさせることができる。

（補助候補者の認定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定通知書（様式第5号）又は秋田市東京圏移住支援事業補助候補者不認定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定後において、申請書および添付書類の記載事項が事実と異なるとき、その他認定が不相当と認めるときは、補助候補者の認定を取り消すことができる。

（認定内容の変更）

第9条 前条第1項の規定による補助候補者の認定を受けた者（以下「補助候補者」という。）が、認定内容を変更しようとするときは、秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定変更申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定変更通知書（様式第8号）により、当該補助候補者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 補助候補者は、転入後1年以内（3月を除く。）に、秋田市東京圏移住支援事業補助金交付申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の転入後の住民票の写し
- (2) 補助候補者の就業（予定・実績）証明書（様式第3号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第11条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があった日から14日以内に補助金の交付決定およびその額の確定を行い、その旨を秋田市東京圏移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第10号）により当該補助候補者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの秋田市東京圏移住支援事業補助金交付請求書（様式第11号）の提出による請求に基づき行うものとする。

（是正のための措置）

第13条 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助候補者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消しおよび返還命令）

第14条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、秋田市東京圏移住支援事業補助金返還請求書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
- ウ 申請のあった日から3年未満に市外へ転出（市外で1年以内の研究等の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。）したとき。
- エ 申請のあった日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。
- オ 第4条第5号に規定する決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

- ア 申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、秋田県の移住・就業支援事業実施要領第6の1の(1)の④の(イ)に規定する事業実施計画の付属資料として添付された日（令和3年8月19日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則



この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行し、この要綱の施行後に転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、この要綱の施行後に転入した者について適用する。

別表（第 2 条関係）

都 県 名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村および小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村および神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町および鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町および清川村